

第46号 令和元年5月22日 (発行元)

国土交通省 東北地方整備局 仙台河川国道事務所 石巻国道維持出張所 TEL: 0225-95-5237

出張所管内(国道45号東松島市~登米市津山町・国道108号石巻市)の国道に関する話題をお伝えします。

ゴミの ないきれいな道路に! 不法投棄は禁止されています

管内をパトロールしていると、不法に投棄されたゴミを発見することがあります。残念なことに、こうした不法投棄は後を絶ちません。ゴミは、道路の安全な通行に支障を及ぼしたり、駐車帯などの利用の妨げになったりする場合があります。当出張所では、こうした現状を改善するため、警察などと連携して対応しています。

道路は、皆さんの生活や地域の経済活動にとって欠かせない財産です。大切な道路にゴミを捨てないよう、みんなで取り組みましょう!



道路に不法投棄すると、下記の 法律で罰せられます。

〈道路法〉

- ・1年以下の懲役 または
- ・50万円以下の罰金

〈廃棄物の処理及び清掃に関する法律〉

- ・5年以下の懲役 または
- 1,000万円以下の罰金 (法人は3億円以下)
- ・あるいは両方